

三沢市総合振興計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、三沢市総合振興計画の策定にあたり、民間の豊富な経験と専門性を活用するとともに、策定に係る業務を円滑に遂行するために必要となる支援業務を受託する事業者を選定する手続を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 三沢市総合振興計画策定支援業務
- (2) 委託内容 別紙のとおり（三沢市総合振興計画策定支援業務 仕様書）
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和10年3月24日まで
- (4) 委託上限額 20,149,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
（令和8年度 10,843,000円、令和9年度 9,306,000円）

3. 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 三沢市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。ただし、登録されていない場合であっても、参加申込書提出の際に次に掲げる書類の写しを提出するときは、このプロポーザルに限り参加できる。
 - ① 登録謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（法人）
 - ② 身分証明書（個人）
 - ③ 財務諸表等（法人及び個人）
 - ④ 法人にあっては、直近年度の国税（法人税と消費税および地方消費税）、地方税（法人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - ⑤ 個人にあっては、直近年度の国税（申告所得税と消費税および地方消費税）、地方税（個人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことを確認できるもの）
 - ⑥ 誓約書
- (2) 公示日から候補者特定の日まで、三沢市の指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 公示日において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (7) 過去5年間（令和4年度～令和8年度）において、国・地方公共団体による人口推計、経済分析、総合振興計画策定関連業務、その他それに類する業務に関する契約実績を有するこ

と（現在進行中の案件を含む。）。

また、会社合併があった場合は、現在の法人との関連性を証明することができれば、実績として扱うこととする。ただし、再委託による契約実績は含まないものとする。

(8) この実施要領に規定する内容を遵守できること。

4. 参加申し込み及び参加の辞退

(1) 受付期間

令和8年4月28日(火)から令和8年5月22日(金)午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

プロポーザル参加申込書（様式1）、業務実績書（様式2）、誓約書（様式5）に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。件名は、「プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。

(3) 参加承認

① 本プロポーザルの参加承認の可否は、令和8年5月27日(水)午後5時までに電子メールで通知する。

② 三沢市の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、令和8年5月27日(水)午後5時までに連絡がない場合は、担当部署あてに電話確認すること。

(4) 参加辞退

参加者等は、公募型プロポーザル参加辞退届（様式6）の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退することができる。

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提案件名

「三沢市総合振興計画策定支援業務」

(2) 提案内容

企画提案書の提出にあたっては、仕様書、評価基準書の項目について提案すること。

① 企画提案書：仕様書に基づき評価基準書を踏まえて作成すること。

② 見積書：様式は任意とし、消費税抜き価格で記載すること。また、年度別の内訳を必ず明記すること。

(3) 提出要領

① 提出書類

公募型プロポーザル届出書（様式3）、企画提案書、見積書（年度別）、業務工程表、業務実施体制調書（様式4）会社概要（パンフレット等で可）。

② 提出部数

正本1部、副本7部（正本は原本、副本は写し）を提供すること。

※正本にのみ会社名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

※副本7部については、コピー可とし、事業者の名称やその他の業者が特定される情報（ロゴマーク等）は使用しないこと。（写真等の資料にも記載がないことを確認すること。）

③ 提出先

三沢市政策部 政策調整課 〒033-8666 三沢市桜町1丁目1番38号

④ 提出期限

令和8年6月10日(水)午後5時まで(必着)

⑤ 提出方法

郵送又は持参(いずれも提出期限必着のこと) ※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

⑥ 提案様式

提案書は、30頁以内で、A4長辺綴じ、横書き、フォントサイズは11ポイント以上、両面印刷とする。ただし、図面等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成可とする。

⑦ 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

⑧ その他

提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は原則認めない。

6. 企画提案書の内容説明(プレゼンテーション)

(1) 実施日時

令和8年6月23日(火)午後1時30分から開始予定(詳細は別途通知)

※予備日6月24日(水)

(2) 実施場所

三沢市役所

(3) 企画提案書説明者

業務実施体制調書(様式4)に記載のいずれかの者が行う。

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーションは企画提案書等により提案説明を行う。当日の参加方法については、オンライン(Zoomを使用)も可とする。説明時間は20分以内とし、その後質疑応答20分以内を行う。

(5) その他

パワーポイント資料や映像資料等の使用については、任意とするが、企画提案書等と同一内容とすること。会場には電源、モニター、プロジェクター、HDMIケーブルを用意する。パソコン等のプレゼンテーションに必要な機材等は提案者で用意すること。

7. スケジュール(予定)

No.	内容	期 日
1	公告	令和8年4月28日(火)
2	参加申込期間	令和8年4月28日(火)から令和8年5月22日(金)
3	質疑受付期間	令和8年4月28日(火)から令和8年5月20日(水)
4	質疑回答	令和8年5月21日(木)

5	参加資格審査結果通知	令和8年5月27日（水）
6	提案書提出期限	令和8年6月10日（水）
7	プレゼンテーション審査	令和8年6月23日（火） 予定
8	審査結果通知	令和8年6月26日（金） 予定
9	契約締結	令和8年6月30日（火） 予定

※日程については、変更する場合あり

8. 審査概要

市職員で構成される、三沢市総合振興計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において審査を行う。

(1) 審査

提出された企画提案書の説明内容や見積書を基に評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とする。なお、評価点は委員5人の評価点（持ち点100点）の合計とする。ただし、300点を下回る場合は選定しない。

① 第一優先交渉権者の選定にあたり、評価点が同点の者が2以上あるときの対応

ア 提案者の評価点が同じで、見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。

イ 提案者の評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。

くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。

② 有効な提案者が1者のみのときは、三沢市が適正な提案と判断する場合は、その者を第一優先交渉権者とする。

(2) 委員及び審査の内容について

審査委員会の委員及び審査の内容は、公平・公正な審査を期するため、原則、非開示・非公表とする。

(3) 審査結果の通知、公表

審査結果については、令和8年6月26日（金）午後5時までに三沢市ウェブサイト上にて公表するとともに、参加のあった全ての事業者に対し、Eメール及び文書で通知する予定である。なお、審査理由等についての問い合わせには応じない。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 上記「3. 参加資格」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合

(2) 企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 見積価格が委託上限額を上回る場合

(5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合

(6) 審査の公平性を害する行為があった場合

(7) 条例に基づく排除対象として、次のいずれかに該当する場合

① 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められたとき

- ② 暴力団員と密接な関係を有していると認められたとき（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員と密接な関係を有していると認められたとき）
- (8) 特別な事由が無く、市が指定するプレゼンテーションへの不参加又は時間に遅れた場合
- (9) その他、選定に対して不当な要求その他不正行為があったと市長が認める場合

10. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年4月28日(火)から令和8年5月20日(水)午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

三沢市ウェブサイトから「質問書（様式7）」をダウンロードし、必要事項を記載の上、担当部署宛に電子メールにて提出すること。送信の際の件名は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。なお、電話及び来訪による質問は受付しない。

(3) 質問への回答

回答は、正当な利益を害する恐れがあるものを除き、令和8年5月21日(木)午後5時までに、各質問参加者からの質問及びその回答の全てを、三沢市ウェブサイトへ掲載する。

11. 契約

(1) 契約の締結

三沢市と第一優先交渉権者は、三沢市契約事務規則（平成27年3月13日三沢市規則第4号）に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。

本業務委託仕様書は、第一優先交渉権者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、三沢市と第一優先交渉権者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、第一優先交渉権者との協議が整わなかった場合には、第二優先交渉権者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として業務に要する全体費用の見積価格の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、三沢市予算の範囲内の額とする。

(4) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(5) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

12. その他

- (1) 応募に関する事前説明会は開催しない。
- (2) 提出された申請書等の書類は返却しない。
- (3) 本募集に係る書類等の作成及び提出等に係る一切の費用は、事業者の負担とする。
- (4) 当該プロポーザルを公正に執行することができない恐れがあると認められた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがある。この場合において、事業者が損害を受けることがあっても三沢市は賠償責任を負わないものとする。
- (5) 提出された企画提案書については、三沢市情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。
なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。
- (6) 本要領に定めのない事項については、三沢市と協議の上決定する。

13. 担当部署

担当者：三沢市政策部 政策調整課 企画戦略・統計分析グループ 担当 一戸・築場

電 話：0176-53-5111（内線533）

住 所：〒033-8666 青森県三沢市桜町1丁目1番38号

F A X：0176-52-5656

Eメール：msw_kikaku@misawashi.aomori.jp